第1号様式

船橋市教育・保育給付認定申請書（3歳未満児幼稚園定期預かり事業利用希望者用）

年　　月　　日

船橋市長　　あて

子ども・子育て支援法第20条第1項の認定について、次のとおり申請します。

保護者	住所　〒	電話番号	自宅　（　　） 携帯(父)　（　　） 携帯(母)　（　　）
①	フリガナ 氏名 生年月日　年　月　日 個人番号（マイナンバー）	②	フリガナ 氏名 生年月日　年　月　日 個人番号（マイナンバー）
申請児童（小学校就学前子ども）	フリガナ 氏名 生年月日　年　月　日	障害者手帳等	無　・　有
		個人番号（マイナンバー）	
支給認定証番号		すでに教育・保育給付認定を受けている場合にご記入ください。	
支給認定証の交付	船橋市では、認定通知書で認定内容が確認でき、施設へは市から認定情報を提供しておりますが、認定証が必要で交付希望される方は、右の「希望する」にチェックしてください。なお、交付された認定証は、認定変更等の都度、返還いただきます。		☐ 希望する
保育の希望	1　保護者の労働、疾病等の理由により、保育所等における保育の利用を希望する（幼稚園等との併願の場合を含む） 2　幼稚園等の利用を希望する（保育所等との併願の場合を除く） ③ 保護者の労働、疾病等の理由により、3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用を希望する（保育所等との併願の場合を含む）		

記入上の注意

受付者記入欄
受付日
令和　年　月　日

施設名

受付場所／受付者
☐ 保育入園課 ☐ 郵送 （受付者：　　）

市記入欄
個人番号確認
こどもコード
システム入力者
備考

（1）世帯の状況

※世帯員の個人番号は、上記の個人番号欄で記入済みの場合は記入不要

申請者の個人番号確認【父・母・申請児童・同居人】

区分	氏　名	児童との続柄	生年月日	職業	勤務先名又は学校名	個人番号（マイナンバー）
児童の世帯員			年　月　日			
			年　月　日			
			年　月　日			
			年　月　日			
			年　月　日			

家庭の状況	☐ ひとり親家庭　☐ その他	生活保護法の適用の有無	無　・　有
今年１月１日現在の住所	☐ 現住所と同じ　☐ 右記住所のとおり　：		
去年１月１日現在の住所	☐ 現住所と同じ　☐ 右記住所のとおり　：		

（2）利用を希望する期間及び施設（事業者）名

期間	【始期】 令和　年　月　日 から　【終期】 ☐ ２歳児クラスの年度末まで　／　☐ 令和　年　月　日 まで	
施設（事業者）名	①　年　月　日申込済	※市への申請前に実施幼稚園への利用申込みが必要です。
	②　年　月　日申込済	

（3）祖父母の状況

	続柄		同居の有無 ※選択	氏名	生年月日	住所（「所在地不明」の場合はその理由を記載）	現在の状況 ※選択
祖父母の状況	父方	祖父	申請児童と（同居・別居）、不存在（死別・離婚・未婚）		年　月　日	☐ 所在地不明	就労・疾病（障害）・就学 介護（看護）・無職
		祖母	申請児童と（同居・別居）、不存在（死別・離婚・未婚）		年　月　日	☐ 所在地不明	就労・疾病（障害）・就学 介護（看護）・無職
	母方	祖父	申請児童と（同居・別居）、不存在（死別・離婚・未婚）		年　月　日	☐ 所在地不明	就労・疾病（障害）・就学 介護（看護）・無職
		祖母	申請児童と（同居・別居）、不存在（死別・離婚・未婚）		年　月　日	☐ 所在地不明	就労・疾病（障害）・就学 介護（看護）・無職

（4）保育の利用を必要とする事由

続柄	保育の利用を必要とする事由
父	□就労　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□就学　□下の子の育児休業または育児休暇 □不在（□離婚　□未婚　□別居　□離婚調停中　□その他（　　））/不在事由発生日（　　年　　月　　日） □その他（　　） □求職活動（施設の利用開始の　□前に求職活動を開始　□後に求職活動を開始）　/□破産・整理解雇を受けた（　　年　　月　　日）
母	□就労　□疾病・障害　□介護・看護　□災害復旧　□就学　□下の子の育児休業または育児休暇 □不在（□離婚　□未婚　□別居　□離婚調停中　□その他（　　））/不在事由発生日（　　年　　月　　日） □妊娠・出産（予定日　　月　　日）　□その他（　　） □求職活動（施設の利用開始の　□前に求職活動を開始　□後に求職活動を開始）　/□破産・整理解雇を受けた（　　年　　月　　日）

希望する利用曜日	希望する利用時間
月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土	時　　分　～　　時　　分

その他の状況

申請児童の現況をご記入・ご選択ください。　　**施設（事業所）名**

□ 認可保育所等を利用（□ ３歳未満児施設・□ 就学前までの施設）　□ 認可外保育所を利用　□ 認証保育所を利用
□ 事業所内保育所を利用　□ 幼稚園を利用　□ 家庭で保育　□ その他（　　）

【４月利用（一次）申込者のみ記入】保育所等の利用申込みをしている（待機中を含む）場合は、該当するものに記入してください。

■3歳未満児幼稚園定期預かり事業と保育所等の利用がどちらも決定した場合は
- □ 3歳未満児幼稚園定期預かり事業を利用する
  - ↳ 保育所等の利用申込みは取り下げとなり、利用調整は行いません。　➡　□ **確認しました**
- □ 保育所等を利用する
  - ↳ 申込した3歳未満児幼稚園定期預かり事業の実施施設に辞退する旨の連絡をし、必要な手続きを行ってください。

同居親族に、障害者手帳やその他手帳の交付、要介護（要支援）認定や、医師の診断を受けている方はいますか。

該当者が（　いる　・　いない　）

認定の期間

下記の項目について確認いただき、チェック欄に☑してください。

①利用希望施設の利用調整の結果、3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用が不承諾となった場合は教育・保育給付認定の期間は認定開始日の月末までとなります（ただし、保育所等の利用申込をしている場合や、保育所等の待機中である場合は除く）。再度利用を希望する場合は、改めて利用希望施設への申込と本申請書の提出が必要となります。

②利用後に3歳未満児幼稚園定期預かり事業の施設を途中退園した場合、送付した認定通知の記載内容に関わらず、退園日の月末で認定期間が終了となります（ただし、翌月の１日から保育所等の利用申込をしている場合や、保育所等の待機中である場合は除く）。

上記①及び②について　➡　□ **確認しました**

3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用に関する確認事項（同意書）

※以下の確認事項をよくお読みのうえ、各項目のチェック欄に☑し、ご署名をお願いいたします。

	教育・保育給付認定の確認事項	チェック欄
1	3歳未満児幼稚園定期預かり事業を利用する場合は、2号・3号での教育・保育給付認定を受けることが必要です。申込みの際には、「保育を必要とする事由」の確認をさせていただきます。	□
2	教育・保育給付認定の可否結果は文書で通知します。	□
3	教育・保育給付認定を受けた後に、申請または認定内容に変更が生じた場合は「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」を使い、必ず変更を希望する前月までに変更を申請してください。変更内容によっては、変更後の事項を記載した通知書を交付することとなります。	□
4	教育・保育給付認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。教育・保育給付認定期間が終了した支給認定証をお持ちの場合は、速やかに支給認定証を返還してください。また、利用施設に対して利用終了の手続きをしてください。	□
5	ご提出いただいた書類について、勤務先等の証明者に問い合わせることがあります。	□
6	育児休業（休暇）明けで申込む場合、復職日により利用可能月が異なります。就労証明書の「育児休業期間」記入欄に明記してもらうか、勤務先から育児休業（休暇）証明書を取得してください。育児休業（休暇）を繰り上げて申込みをする場合は、育児休業（休暇）からの繰り上げ復帰ができることを確認させていただきます。なお、利用決定され、育児休業（休暇）を繰り上げて復帰する場合は、入所月の翌月15日までに復職する必要があります。	□
7	利用の可否決定は、市が保育の必要度に応じた順位付けを行い、その順位を基に実施施設が決定します。実施施設は受け入れ可能な人数の範囲内で順位に従って決定しますが、受け入れ可能な順位であっても、実施施設が受け入れできないと判断した場合には、不承諾となることがあります。	□
8	事業の実施にあたって必要となる場合、連携機関から必要な情報の提供を受けることがあります。また、連携機関からの求めに応じ資料を提供することがあります。 （連携機関の例）※他市区町村を含む 戸籍住民課、こども家庭支援課、子育て給付課、生活支援課、市民税課、療育支援課、3歳未満児幼稚園定期預かり事業実施施設	□

教育・保育給付認定及び3歳未満児幼稚園定期預かり事業の利用にあたり、以上の確認事項について同意します。

（署名欄）　同意年月日　　年　　月　　日

住所

保護者氏名（署名）

※ 以下の欄には記入しないでください（船橋市処理欄）

就労証明書	父・母	意見書 診断書	父・母	児童の意見書	6か月未満 その他	年度税	父・母	事由書類 （不備等）	□ 就労証明（父・母・祖父・祖母） □ 意見書・診断書（父・母・祖父・祖母）
その他						備考			